

中小事業者の脱炭素化に係る自主的取組支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 大阪府は、大阪府気候変動対策の推進に関する条例（平成17年10月28日大阪府条例第100号。以下「条例」という。）第9条第2項の規定に基づき、対策計画書を届け出た中小事業者に対して、当該計画書に基づき実施する省エネルギー設備への更新や再生可能エネルギー設備の導入（以下「設備更新等」という。）の効果的な取組を支援することにより、中小事業者の脱炭素化に係る取組への意欲をより一層高め、自主的な取組を加速化させることを目的として、予算の定めるところにより、中小事業者の脱炭素化に係る自主的取組支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小事業者

次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。

一 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、次のいずれにも該当しない者

ア 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する者

イ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有する者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める者

二 中小企業基本法の会社に該当しない法人であつて、次のいずれかに該当する者

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人であつて、常時使用する従業員の数が300人以下の者

イ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であつて、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下の者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律181号）第3条、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項その他特別の法律に規定する組合及び連合会であつて、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下の者

三 青色申告を行っている個人事業主

(2) 対策計画書

条例第9条第2項の規定に基づき、事業活動に係る気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための対策、並びに事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標などを記載した計画書をいう。

(補助事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第1条で定める目的に資する取組のうち、設備更新等の前後において、次の各号に掲げる要件のうちいずれかを満たす事業として、知事が適当と認めたものとする。

(1) 事業所全体の年間エネルギー使用量を1%以上削減する事業 (2) 事業所全体の二酸化炭素排出量を年間1t-CO₂以上削減する事業

(3) 前各号に掲げる事業のほか、知事が必要と認める要件を満たす事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の申請をすることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす中小事業者とする。

(1) 大阪府内の工場・事業場に係る対策計画書の届出を行い、この計画書に基づき、前条に掲げる補助事業を行う中小事業者（2者以上の事業者が共同で行う場合、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者とする。）

(2) 大阪府の脱炭素経営宣言登録制度に基づき脱炭素経営宣言を行った者

2 前項に掲げる者と共同で前条に掲げる事業を行う者であって、知事が必要と認める要件を満たす者

(補助金の交付対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要なかつ相当と認める経費として別表に掲げるものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。また、補助金の額の上限は200万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書（様式第1号）は、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 要件確認申立書（様式第1-2号）

(2) 暴力団等審査情報（様式第1-3号）

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、規則第5条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、申請者に対して交付決定通知書により通知するものとする。

2 知事は、前条の申請書を審査した結果、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、申請者に対して不交付決定通知書により通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更申請等)

第8条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に該当するときは、補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第3号の規定に該当するときは、補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

3 規則第6条第1項第4号の規定に該当するときは、補助事業遅延等報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(変更承認の特例)

第9条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更とは、別表の各経費区分において、変更後の金額が変更前と比較して、20%以内の変更とする。

2 規則第6条第1項第2号に定める軽微な変更とは、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第10条 補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下承認申請書（様式第5号）により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による補助金の交付申請の取下承認があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助事業実績報告書（様式第6号）を、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する大阪府の会計年度の2月28日（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日に当たる場合は、その前日）のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(検査及び現地確認等)

第12条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は帳簿書類等の物件を検査し、若しくは補助事業の実施状況を現地確認することができる。

(補助金の交付)

第13条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。ただし、補助事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、規則第5条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第13条の規定による補助金の額の確定通知を受け取った日以後速やかに交付請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

3 第1項ただし書きの規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付の決定通知を受け取った日以後、速やかに概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、規則第8条及び第15条の規定によるもののほか、第6条第1項及び第2項の規定により提出した書類に記載された内容に虚偽が判明した場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合には、規則第16条及び第17条の規定により、補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度終了後10年間または次条第3項に規定する期間のいずれか長い方の間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、取得財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 規則第19条ただし書き並びに同条第4号及び第5号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
-------	----

取得価格が50万円以上の財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(以下「法定耐用年数」という。)
----------------	---

- 4 第2項の規定により知事の承認を受け、財産の処分を行うことにより収入があったときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

(補助事業者の公表)

第17条 知事は、規則第5条の規定により交付決定を行った補助事業者に係る情報のうち、法人名(個人事業主は商号又は屋号)、工場・事業場の名称、所在地及びその他知事が必要と認めるものを公表するものとする。

(協力の依頼)

第18条 知事は、補助事業者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができるものとし、補助事業者はこれに協力するよう努めるものとする。

- (1) 大阪府が開催するセミナー等における設備更新等の効果的な取組事例の発表
- (2) 大阪府ホームページ等における設備更新等の効果的な取組事例の掲載
- (3) その他知事が必要と認める事項

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月10日から施行する。

別表

経費区分	内容
設備費	補助事業を行うために直接必要な省エネルギー設備及び太陽光パネルの購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費

【補助対象外経費】

補助事業期間外に行った事業や支払われた経費のほか、次のいずれかに該当する経費については補助対象外とする。

- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ・ 振込手数料
- ・ 本工事費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、業務費、事務費、撤去・処分費
- ・ その他知事が設備費に該当しないと認める経費